

令和3年7月19日

各部局等の長 殿

副学長（総務・財務担当）  
松田 典明

令和3年度新型コロナウイルス感染対策における海外渡航について

令和2年3月以降、本学における学生の海外渡航については、外務省が発出する感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取り止め）以上の場合は渡航中止としてきたところ、このたび文部科学省より、海外大学の学位取得を目指す留学については渡航の遅れによる学修等への影響が大きいことから、学生が渡航先の防疫措置を確認していること等を条件として、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金による支援を再開する旨連絡がありました。これを受けて、本学における学生の海外渡航の取扱いについて下記のとおり取扱うこと（R3.7.19 運営会議承認）とし、以下のとおり示します。

記

1. 学生の海外渡航については、岐阜大学の新型コロナウイルス感染対策において、外務省海外安全ホームページで公開している感染症危険情報に基づき、その判断基準を示しています。
2. 同危険情報において、新型コロナウイルス感染拡大に起因するレベル2「不要不急の渡航は止めてください。」又はレベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に該当する国・地域への渡航（経由地を含む。）は原則としてこれらの勧告に従います。  
ただし、以下の（1）（2）、いずれかの場合は、部局長が渡航の可否を判断し、グローバル推進機構長の了解を得ることとします。
  - （1）日本国政府又は相手国政府からの要請等に基づく渡航であること
  - （2）次の要件をいずれも満たしていること
    - （ア） 渡航時期の変更あるいはリモート等の他の代替手段による対応が不可能であること
    - （イ） 渡航しないことにより渡航予定者に重大な不利益（以下の①、②又は③）を生じさせること。ただし、渡航予定者本人が十分に渡航のリスクを認識した上で、なお渡航を希望している場合に限る。
      - ① 博士学位の取得機会の逸失（研究計画の変更が不可能な場合に限る）
      - ② 在学期間中の留学機会の逸失（渡航期間が9ヶ月以上の場合に限る）
      - ③ 回復困難な研究機会の逸失（渡航期間が6ヶ月以上の場合に限る）
    - （ウ） 渡航にあたり安全確保（新型コロナワクチン接種が済んでいる、受入機関等で感染防止対策が講じられている、当該感染症について滞在地域の医療体制が十分である等）が書面等で確認できること
3. なお、本通知発出に伴い、令和2年3月3日付け「新型コロナウイルス感染対策における学生・教職員の海外渡航及び海外からの受入れ判断について」のうち、学生の海外渡航に係る部分を読み換えることとします。